附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年一月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第十四号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十八年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第十五号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二中「記載し、審査請求人が、これに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　岸　　信夫
内閣総理大臣　菅　　義偉

省　令

○厚生労働省令第十三号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第五（第百四十二条、第百五十条関係）

改正後			改正前		
障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率		障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率	
昭和二十八年三月三十一日以前	二五・二八		昭和二十八年三月三十一日以前	二五・二九	
（略）	（略）		（略）	（略）	
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・〇一		昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二一・〇二	
（略）	（略）		（略）	（略）	
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・〇三		昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一八・〇四	